

2021年11月30日

各位

海事産業強化法に基づく事業基盤強化計画 認定取得のお知らせ

～生産性の向上に取り組む造船事業者として認定されました～

当社は、この度、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（海事産業強化法）に基づき創設された計画認定制度における事業基盤強化計画を提出し、国土交通大臣の認定を取得いたしました。

現在、我が国の造船業は、公的支援を背景とした中韓勢から低船価競争を強いられるとともに、コロナ禍による一層の市況低迷により厳しい状況となっており、造船業が今後も地域の経済・雇用や我が国の安全保障に貢献し、船舶を安定的に供給できる体制を確保するために、生産性向上や事業再編を通じた事業基盤の強化が必要となっております。

このため本計画認定制度は、

【造船・船用分野】造船・船用事業者が作成する生産性向上や事業再編等の計画を認定・支援

【海 運 分 野】海運事業者等と造船事業者が共同で作成する特定船舶（環境負荷低減、安全、省力化の要件を満たす船舶）の導入計画を認定・支援

することにより、船舶の供給側の造船業と需要側の海運業の両面からの総合的な施策により好循環を創出するために創設されたものであります。

当社がこの認定を受けた事により、同様にこの認定を受けた海運事業者様が、当社が建造する環境性能などに優れた船舶を導入する際に日本政策金融公庫などによる長期・低利融資、固定資産税、法人税等の税制の特例、鉄道・運輸機構（JRTT）共有船舶建造制度の利率軽減など各種支援措置の活用が可能となります。

当社の事業基盤強化計画におきましては、低環境負荷型のフェリー、RORO船等の開発・生産や、主機遠隔診断システムの採用等による安全・労働負荷軽減に対応した各種船舶を開発・生産することでマーケットニーズへの対応をしております。また、風力発電関連などの新分野への展開も進めてまいります。

生産性向上の取り組みとしまして、大型クレーン導入による生産効率の向上や、過去の調達データを活用した効率的な発注業務による資機材費低減等のコストダウンを行うことで収益力の向上を図っております。

ご参考：国土交通省 海事産業強化法に基づく計画認定・支援制度について

制度の詳細：https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk5_000068.html

計画の認定：https://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji05_hh_000223.html